

2022年
事業の概況

JF マリンバンク
なぎさ信用漁業協同組合連合会

2022年 事業の概況

C O N T E N T S

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	1
JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	3
リスク管理体制	6
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	8
金融ADR制度への対応	8
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	9
地域の活性化のための取組みの状況	9
JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します	
事業概要	10
勧誘方針	10
貯金業務	11
為替業務	11
融資(貸付)業務	12
その他のサービス	12
JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します	
組織構成	13
役員	14
役員の就任状況	14
職員	15
沿革・歩み	15
JFマリンバンクなぎさの令和3年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	16
融資についての考え方	17
資料編	19
店舗一覧	45

JFマリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会副会長
橋 智史



経営管理委員会会長
社領 弘



代表理事理事長
黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

平成29年4月1日、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生してから、第5年度が終了しました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、この一年間の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

令和3年度は、3ヵ年の中期経営計画の中間年度として「中長期ビジョンの策定」を経営の基本目標に掲げ取り組んでまいりました。

この1年間も社会・経済環境が大きく変化する中にあって、自らの改革を進め、将来に亘り協同組合組織の漁業専門金融機関としての使命を果たすため、役職員一丸となり経営努力を重ねた結果、所期の目標を達成することができました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JFなぎさ信漁連は、本会のあるべき姿（中長期ビジョン）を「浜の未来を豊かに変えるマリンバンク」と定義づけ、漁村地域の発展に向けて、金融サービスだけではなく漁家経営支援等の非金融面の新たなサービスを提案・提供していくことで、存在価値の発揮に努めてまいる所存です。

今後とも、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまに「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

経営管理委員会会長

社領 弘

経営管理委員会副会長

橘 智史

代表理事理事長

黒田 俊文

JFマリンバンクなぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

1 基本方針

政府見通しによると、今後の国内経済動向はコロナ禍の影響による停滞感は残るもの、経済活動への下押し圧力は徐々に和らぐとしております。

金融面では、世界的なインフレ加速により欧米では金利上昇圧力が強まりつつありますが、日本銀行は「物価安定の目標」実現を目指し、現在の金融緩和策を継続する方針としており、金融機関の経営環境は利ざや縮小の進展により、依然として厳しい状況が見込まれます。

さて、JFマリンバンクの全国的な動向につきましては、昨年11月に開催されたJFマリンバンク中央本部委員会において、水産庁試算では2019年14万人の漁業就業者数は2050年には7万人まで減少する一方、漁業者一人当たりの生産額は増加傾向にあり、小規模漁業者の淘汰と中核的漁業者への集約が進むとの見通しと、合わせてマネロン・テロ資金供与対策や会計監査人監査対応並びにリスク耐性力を高める観点から自己資本比率規制の厳格化に向けた見直しが予定されていることが示されました。

これら「事業基盤の縮小」と「金融規制の強化」の情勢下において、今後の信用事業運営にあたっては、収支・財務面、体制面の課題が従来以上に重さを増しているとの認識を新たにしたところです。

本会におきましても、「中期経営計画（令和2年度～令和4年度）」の最終年度にあたる令和4年度は、この情勢を背景に水産業を支援していくために、もう一段のステージアップが必要との考えのもとに、昨年来から検討してきた「中長期ビジョンの実現」に向け、先ずは、前提となる足元の収支構造改善策に集中的に取り組んでまいります。

また、事業収益の拡大が困難な状況を踏まえ、現在の事業運営体制を抜本的に見直す転機にあるとの認識のもとに、店舗採算性に基づき経営資源を適正に配分することで経費率の改善を図り、安定利益の確保に努めてまいります。

さらなる経営効率化の実践により、将来に亘り健全経営を維持できる体制構築を目指し、皆様から「愛される浜の金融機関」であり続ける最大の努力をしてまいる所存です。

2 経営の基本目標

(1) 中長期ビジョンの実現～『収支構造改革』～

本会の将来あるべき姿（中長期ビジョン）を「浜の未来を豊かに変えるマリンバンク」と定義づけ、金融サービスだけではなく関係団体と連携した漁家経営支援等の非金融面の新たなサービスを提案・提供していくことで、存在価値の発揮に努めてまいります。

(2) 中長期ビジョンの実現～『事業推進』～

これから事業推進は、事業量の増強に加え、漁業者や地域に寄り添いながら、事業展開の分野を拡大させ、漁村地域の活性化・発展に貢献することで、利用者の確保・拡大に繋げてまいります。

(3) 内部管理態勢の強化

① コンプライアンス態勢の充実

経営の健全性・適切性確保と不祥事未然防止の観点から、コンプライアンス態勢を強化するため、全役職員に対してコンプライアンス意識を徹底させる施策を実施してまいります。

② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる体制整備

金融庁ガイドラインにおける「対応が求められる事項」については、2024年3月末までに態勢整備を完了させることの要請を受け、本会がマネー・ローンダリングに利用されることのないよう、本人確認等の手続きをより厳格かつ徹底してまいります。

《4つの理念》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

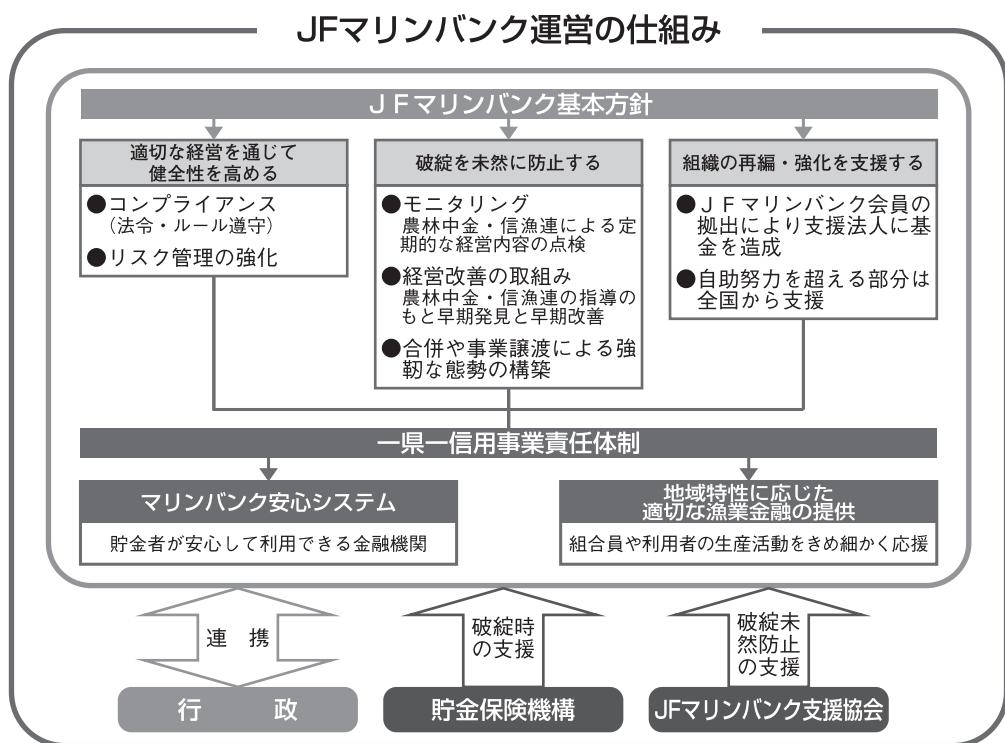
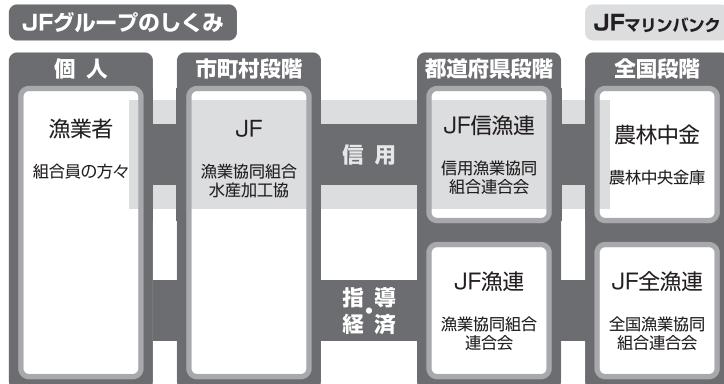
JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

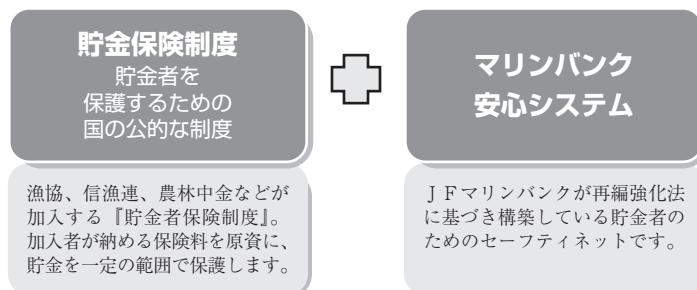
地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めています。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。



■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーションナル・リスク管理

オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被ることをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（5年程度を目途とする）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、系統の集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

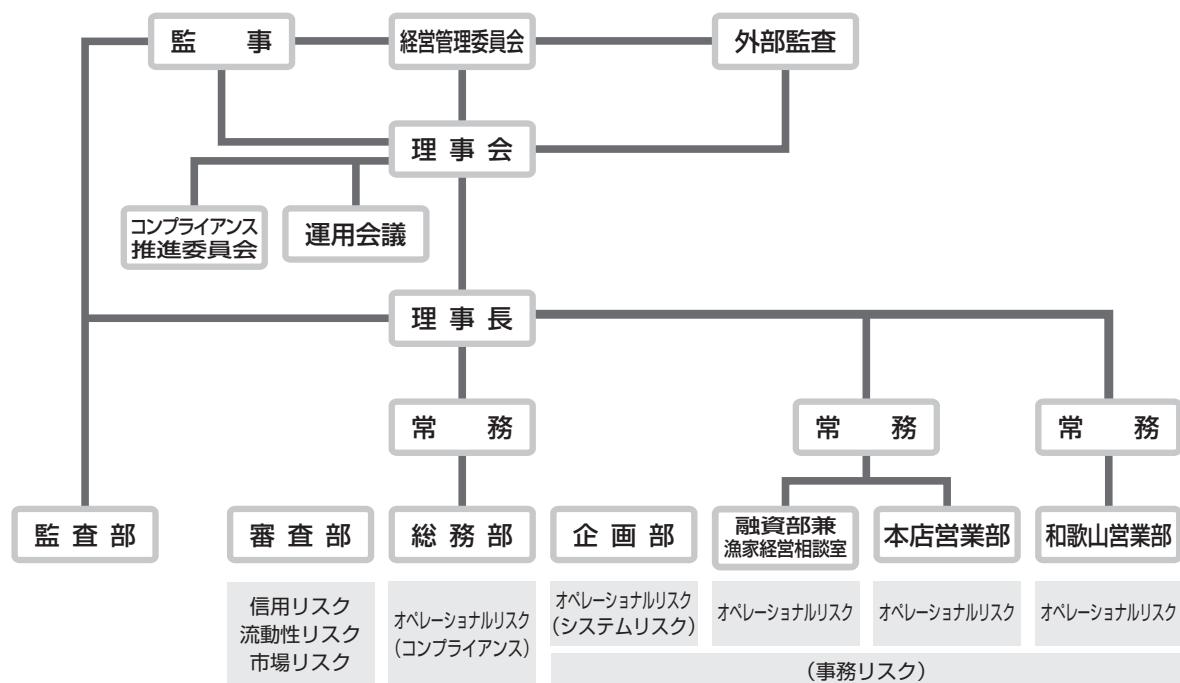
また、情報資産の安全管理については、「情報セキュリティ基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遗漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車両の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《リスク管理の組織体制》



JF綱領（～わたしたちのJFのめざすもの～）

- 一．海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 二．食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 三．都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 四．JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 五．自主・自立・民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 六．協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。
「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture=農業に対照してFisheries=水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受する全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス(法令等遵守)態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみなさまの信頼に充分にお答えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの搖るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しております、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします)。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統(JFグループ)が消費者のみなさまから愛され、信頼される組織になりたいといふ私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみなさまにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「J」と「F」の2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみなさまとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ………………

当連合会は、漁業者等の協同組合組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証責務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ………………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を充分に發揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

今後も、漁村における職能的地域金融機関として、漁村地域の振興・発展に貢献してまいります。

JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します

事業概要

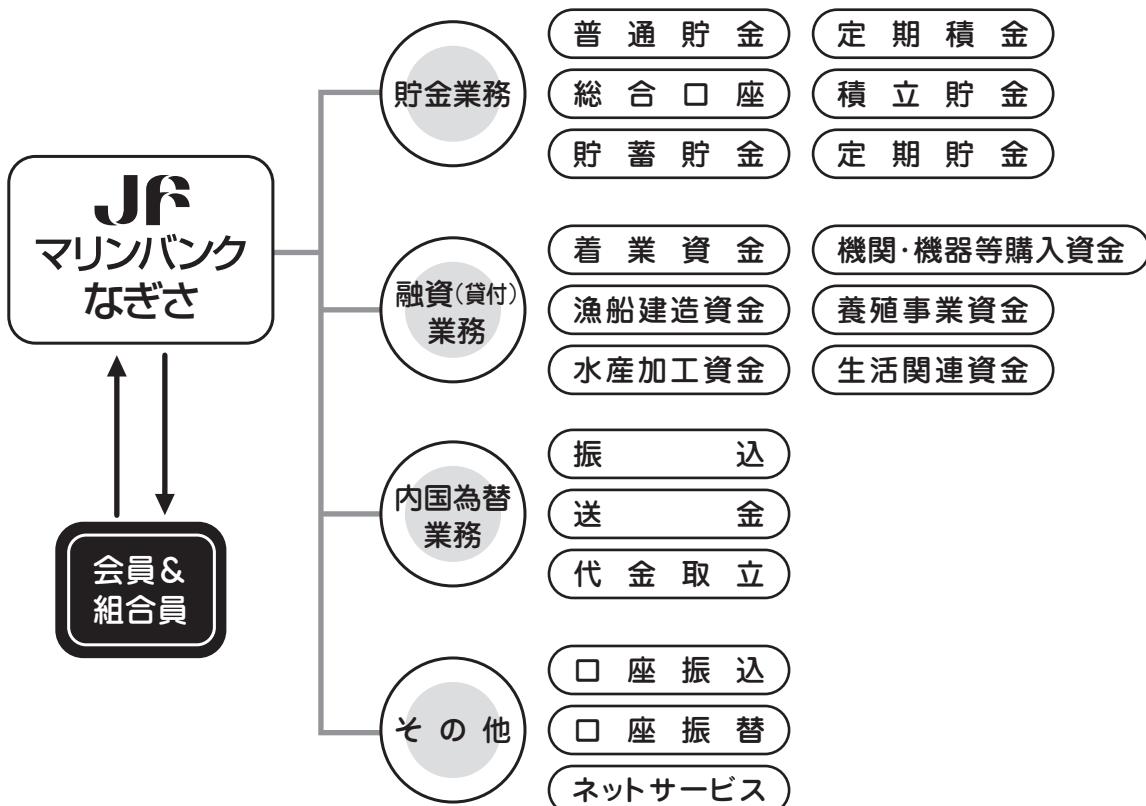
JFなぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

JFグループの一員としてその機能を發揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金を預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JFマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧説に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
- 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種別	特色	期間	最低預入額
当座性	普通貯金 現金がいつでも自由に出し入れできる、身近で便利な貯金です。 食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1円
	総合口座 普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りるをセットにした多機能商品です。ご利用いただけの方は、「個人」に限定されています。定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
	決済用貯金 貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済にご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっています。		
	貯蓄貯金 普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
	納税準備貯金 納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
	当座貯金 決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。		
定期性	通知貯金 余裕金の一時的運用に便利な貯金です。	7日以上	1万円
	期日指定定期 お預入れから1年間以上の措置のあと、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は1年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長3年	1円
	スーパー定期 お預入れは1円から手軽にはじめられる定期貯金です。1ヶ月から5年の範囲でお預入期間が選べる「定期方式」と、5年未満の範囲で満期日を指定できる「期日指定方式」、3年以上の複利方式があります。	1ヶ月以上 5年内	
	大口定期 まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1,000万円からのお預入れご利用下さい。	6ヶ月以上 7年以内	1,000万円
定期性	定期積金 一定の掛金を決めて積立てる「定期型」と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる「目標型」があります。	6ヶ月以上 7年以内	100円
	漁協積立貯金 水揚精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる「水揚天引型」と一定額及び任意の窓口入金ができる「定期積立型」があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1年の自動継続	1円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかかりず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種類	内 容
送金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(令和4年3月31日現在)

種類	本会本・支店宛	他金融機関宛
振込手数料	3万円未満1件につき 220円	605円
	3万円以上1件につき 440円	770円
振込手数料 (ATM)	3万円未満1件につき 無料	210円
	3万円以上1件につき 無料	360円
振込手数料 (インターネットバンキング)	3万円未満1件につき 無料	165円
	3万円以上1件につき 無料	330円
代金取立手数料	1通につき 至急扱い 普通扱い	1,100円 880円
	660円	

その他手数料

(令和4年3月31日現在)

送金、振込の組戻料	1件につき	880円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取扱手形組戻料	1通につき	1,100円
取扱手形店頭呈示料 ※1,100円を超える取扱費用をようする場合は、その実費	1通につき	1,100円
再発行手数料(通帳・証書・キャッシュカード)	1件につき	1,100円
支払利息証明書手数料	1通につき (定期発行)440円 (都度発行)880円 (所定様式外)1,650円	
残高証明書発行手数料	1通につき (定期発行)440円 (都度発行)880円 (所定様式外)1,650円	
小切手帳発行手数料	1冊(50枚)につき	1,100円
手形帳発行手数料	1冊(50枚)につき	2,200円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
本会保有個人データ開示手数料	1件につき	1,100円
両替手数料 ※2001枚以上、1000枚毎に330円	1~100枚 101~1000枚 1001~2000枚	無料 330円 660円
金種指定出金手数料 ※2001枚以上、1000枚毎に330円	1~100枚 101~1000枚 1001~2000枚	無料 330円 660円
硬貨精査手数料 ※1001枚以上、500枚毎に550円	1~500枚 501~1000枚	無料 550円
取引履歴検索手数料(税務署等以外)	1件につき	1,100円

(注)手数料には消費税(10%)が含まれております。

■融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連企業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

種類	内容	貸出限度	償還期限
事業資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)	事業費の範囲内	20年以内
	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	事業費の範囲内	10年以内
	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	担保等による	1年以内
事業制度資金	漁業近代化資金	漁船建造 20トン未満 20トン以上	9,000万円 36,000万円
		機関・機器等の購入 個人 法人	9,000万円 36,000万円
		水産加工資金	9,000万円
		漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要な短期の運転資金	個人 法人
	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁業体験施設の整備に必要な資金 天災、油漏事故等により被害を受けた漁業者が漁業経営に必要な資金	個人 法人
		燃油供給安定化に必要な資金	個人 法人
		県漁連	500万円 1,000万円
		県漁連	40,000万円
生活資金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金	5,000万円
	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金	500万円
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金	掛金の範囲内
	カードローン	原則自由(事業性資金を除く)	100万円
注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのJFなぎさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。 ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。			

■ 他のサービス

種類	内容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的に支払いたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的に振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード  	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろん、Mics加盟店の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のATM・CD(左のマークのあるATM等)からの出金・残高照会サービスをご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店での買い物にもご利用いただけます。
マリンクレジットカード  	ショッピング、レジヤー等に便利なクレジットカードで、国内もとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する“ロードサービス”も取扱いをしております。
インターネットバンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリンメモ

ATMご利用手数料の無料化

○ JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金する際のご利用手数料が無料ですべての時間帯ご利用いただけます。

○ 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。(令和4年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
J A バンク ATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソンATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-net ATM (ファミリーマート他)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
他行ATM	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

※ JAバンク・他行ATMでの入金はお取扱いできません。

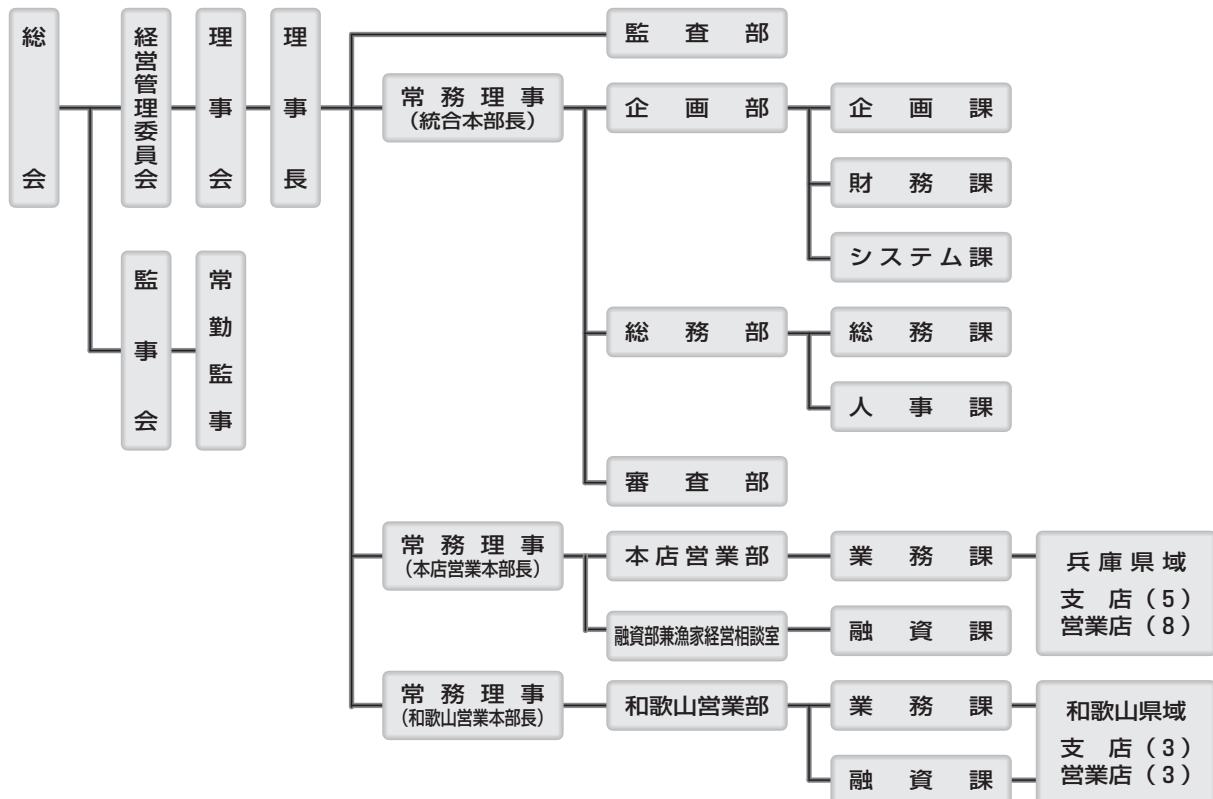
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間外の取扱いが出来ない場合があります。

JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

令和4年3月末現在

構成	正会員73（沿海漁協 56、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合 3、業種別漁協 1） 準会員 5（水産加工協 4、漁業共済組合 1）
	※前年度 正会員 74、准会員 5
役員	25名（経営管理委員会 17名、理事 4名、監事 4名）
職員	86名（男性 46名、女性 40名）
店舗	<p>本店、直営支店 8、統合支店 1、直営営業店 9、委託営業店 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店（明石市） ② 直 営 支 店=神戸(神戸市)、明石(明石市)、但馬(香美町)、淡路島(淡路市) 和歌山(和歌山市)、有田(有田市)、御坊(御坊市)、串本(串本町) ③ 統 合 支 店=坊勢(姫路市) ④ 直 営 営 業 店=津名・東淡(淡路市)、明石浦(明石市)、津居山(豊岡市)、柴山(香美町)、浜坂(新温泉町) 田辺(田辺市)、すさみ(すさみ町)、勝浦(那智勝浦町) ⑤ 委託営業店=家島(姫路市)、沼島(南あわじ市)



■ 役員

令和4年3月末現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
経営管理委員会 会長	非常勤	中川 照央	
経営管理委員会 副会長	非常勤	橋 智史	
経営管理委員会 委員	非常勤	福田 明弘	
経営管理委員会 委員	非常勤	田沼 政男	
経営管理委員会 委員	非常勤	東根 壽	
経営管理委員会 委員	非常勤	社領 弘	
経営管理委員会 委員	非常勤	村瀬 晴好	
経営管理委員会 委員	非常勤	川越 一男	
経営管理委員会 委員	非常勤	岡田 武夫	
経営管理委員会 委員	非常勤	大河 優	
経営管理委員会 委員	非常勤	由井 臣	
経営管理委員会 委員	非常勤	濱田 光男	
経営管理委員会 委員	非常勤	田伏 英雄	
経営管理委員会 委員	非常勤	中村 和孝	
経営管理委員会 委員	非常勤	堅田 隆弘	
経営管理委員会 委員	非常勤	吉田 俊久	
経営管理委員会 委員	非常勤	片谷 匠	
代表理事理事長	常勤	黒田 俊文	
常務理事（統合本部長）	常勤	吉津 章司	
常務理事（本店営業本部長）	常勤	中出 好彦	
常務理事（和歌山営業本部長）	常勤	濱村 規弘	
代表監事	非常勤	橋本 幹也	
監事	非常勤	漣 勝也	
常勤監事	常勤	里 昭彦	
監事	非常勤	宇都 靖夫	員外監事

■ 役員の就任状況

令和4年3月末現在

区分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
経営管理委員	17	0	0	17	18
理 事	常勤	4	0	4	4
	非常勤	0	0	0	
監 事	常勤	1	0	1	4
	非常勤	3	0	3	
計	25	0	0	25	26

■ 職員

令和4年3月末現在

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
参考事	0	0	0	0	0
男性職員 (うち出向)	56 (1) (5)	55 (1) (4)	51 (1) (3)	49 (1) (3)	45 (0) (3)
女性職員 (うち出向)	40 (0) (4)	41 (0) (4)	39 (0) (2)	38 (0) (2)	39 (0) (2)
嘱託・常用人 (うち出向)	1 (1) (0)	2 (1) (0)	4 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)
合計 (うち出向)	97 (2) (9)	98 (2) (8)	94 (2) (5)	89 (2) (5)	86 (1) (5)

注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

■ 沿革・歩み

年月日	主要事項
平成28年1月	統合信漁連設立準備室設置
4月	合併仮調印式
5月	合併リスク管理委員会～29年3月(9回開催)
6月	兵庫・和歌山両県において、合併について承認
10月	両県において、平成29年4月1日付合併に係る合併契約書および覚書の締結について臨時総会にて承認
29年4月	合併総会開催
	なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生
31年3月	ジャックス仮審査WEB受付システム取扱開始
令和元年11月	持続可能な新ビジネスモデル構築に向けての取組について第19回経営管理委員会にて承認
2年3月	オリックス・クレジット株式会社と保証業務の提携開始
7月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(但馬、淡路島、和歌山・有田地区)
10月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(摂播、御坊地区)
	融資部兼漁家経営相談室新設
3年1月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(串本地区)
8月	中長期ビジョン策定委員会～4年1月(5回開催)
10月	香美町と本会を含む漁業関連5団体において地域活性化に向けた包括連携協定を締結
4年1月	第34回経営管理委員会にて、中長期ビジョン策定委員会からの提言書を受領



- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1(moody's)で、邦銀の中では上位を取得しております。

JFマリンバンクなぎさの 令和3年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

昨年末にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡がりが一旦収束の兆しを見せたことから、先行きの景気動向は、徐々に経済活動も正常化に向かい、回復基調を辿るとの見通しでしたが、年明け以降の新規感染者数の急増を受け、個人消費の落ち込みによる景気の停滞感が強まってきております。

さらには、他国への武力行使という地政学的リスクの高まりと円安進行も重なり、輸入に依存するエネルギーや食料などの価格が上昇しており、日本経済に深刻な影響を与える恐れがあります。

とりわけ、原油価格の高騰は漁業経営の圧迫に直結することから、国や行政の即効性ある対策が望まれるところです。

さて、改めまして本会は、平成29年度の合併時に将来5ヶ年を見通し策定した「広域再編計画」に基づき、新しい信漁連の組織風土の確立と経営基盤の強化並びに事業量の拡大を目指してまいりました。

計画期間を終了するにあたり、高度化する金融規制や厳しい経営環境の中ではありましたが、純増ベースの目標管理の徹底と融資体制の強化及び低コスト店舗運営形態への移行による経営効率化に努めたことで、各年度の利益水準は目標を上回る進捗となりました。

また、令和3年度は中期経営計画（令和2年度～令和4年度）の中間年度として、「中長期ビジョンの策定」を経営の基本目標に掲げ取り組んでまいりました。

経営環境の変化に柔軟に対応し、金融サービスを通じて水産業や地域に貢献する「愛される浜の金融機関」としてあり続けるためには、これまでの事業運営の抜本的な見直しと変革が急務との認識のもと、「中長期ビジョン策定委員会」を設置し検討を重ねた結果、将来あるべき姿と現状とのギャップを経営課題と捉え、その課題解消のための経営戦略を示した提言書を同委員会から受領いたしました。

今後、提言書に基づく各種施策の具現化を実践していくこととしております。

一方、漁家経営支援の取り組みの先行モデルケースとして、コロナ禍で影響を受けた漁業や水産加工業の支援と活性化を目的に昨年10月22日に香美町と本会を含む漁業関連5団体との間で、包括連携協定を締結いたしました。

今後におきましても、金融サービスの枠組みに囚われず、漁村地域の発展に寄与してまいります。

最後に、兵庫・和歌山両県の底堅い漁業生産を背景に役職員一体となって事業運営に務めた結果、令和3年度の本会事業状況は、資金・収支面ともに当初計画を上回る実績を確保して終了することができました。

貯金業務につきましては、本会が築いてきた「出向く体制の構築」に基づく事業推進体制の充実を図ることで、期末残高目標142,894百万円を設定して推進してまいりました。

その結果、期末残高は目標を5,639百万円上回る148,533百万円の実績となりました。

貸出業務につきましては、組合員等利用者の資金ニーズ把握と貸出領域拡大による収益機会の捕捉を念頭に置きつつ、適切かつ迅速な対応を行動指針に期末残高目標26,950百万円を設定し、融資推進をしてまいりました。

補助事業を活用した事業性資金はもとより、渉外活動で各種ローン推進に取り組んだこと及び地域行政に対する公共事業融資にも積極姿勢で臨んだことで、期末残高は目標を2,451百万円上回る29,401百万円の実績となりました。

一方、財務健全性については、リスク・アセットの減少により、自己資本比率が前年度対比0.28ポイント上昇して8.85%となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。

- ③ 平成18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。

- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。



■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理情報等	42

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確 認 書

- 私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月28日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 黒田 俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	令和2年度末	令和3年度末	科目	令和2年度末	令和3年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,975	2,253	貯金	150,454	148,534
預け金	126,638	124,392	当座貯金	211	244
系統預け金	123,623	120,811	普通貯金	45,073	50,681
系統外預け金	3,015	3,581	貯蓄貯金	17	14
有価証券	2,806	2,401	納税準備貯金	556	554
国債	—	—	通知貯金	—	—
地方債	300	196	別段貯金	474	629
社債	1,201	900	定期貯金	102,233	94,248
外国証券	1,305	1,305	積立定期貯金	394	416
貸出金	27,443	29,401	定期積金	1,496	1,748
手形貸付金	1,691	1,290	借入金	8,600	10,000
証書貸付金	22,501	24,909	代理業務勘定	—	—
当座貸越	1,379	1,330	その他負債	429	385
金融機関貸付	1,872	1,872	貸付留保金	171	176
その他資産	181	161	未払法人税等	19	16
未決済為替貸	1	4	従業員預り金	126	120
未収収益	132	120	未決済為替借	22	16
その他の資産	48	37	未払費用	57	37
固定資産	218	144	前受収益	7	6
有形固定資産	211	142	リース債務	7	2
無形固定資産	0	0	その他の負債	20	12
リース資産	7	2	諸引当金	405	340
外部出資	5,015	5,015	賞与引当金	36	33
長期前払費用	92	82	退職給付引当金	365	303
繰延税金資産	20	13	睡眠貯金払戻引当金	4	4
債務保証見返	17	13	繰延税金負債	—	—
貸倒引当金	▲ 195	▲ 213	債務保証	17	13
			負債の部計	159,905	159,272
			会員資本	4,302	4,388
			出資金	2,772	2,772
			利益剰余金	1,530	1,616
			利益準備金	545	575
			その他利益剰余金	985	1,041
			任意積立金	889	936
			当期末処分剰余金	96	105
			(うち当期利益金)	93	103
			評価・換算差額等	3	2
			総資産の部計	4,305	4,390
資産の部計	164,210	163,662	負債及び純資産の部計	164,210	163,662

損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	令和2年度	令和3年度	収益の部	令和2年度	令和3年度
経常費用	1,160	1,108	経常収益	1,303	1,308
資金調達費用	119	90	資金運用収益	1,177	1,188
貯金利息	110	81	貸出金利息	409	415
借入金利息	0	0	預け金利息	13	8
支払雑利息	9	9	有価証券利息配当金	30	26
役務取引等費用	27	23	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	5	4	受取奨励金	694	637
その他支払手数料	14	12	受取特別配当金	31	102
その他の役務取引等費用	8	7	役務取引等収益	37	33
その他事業費用	46	42	内国為替受入手数料	24	22
融資保険料	31	31	その他受入手数料	12	10
支払助成金	2	—	その他の役務取引等収益	1	1
事業推進費	13	11	その他事業収益	79	80
債権管理費	0	0	受取出資配当金	71	71
事業管理費	943	873	受取助成金	8	9
その他経常費用	25	80	国債等債券売却益	—	—
貸倒引当金繰入	25	49	国債等債券償還益	0	0
貸出金償却	—	2	その他経常収益	10	7
その他の経常費用	0	29	賃貸料	1	—
特別損失	25	59	雑収入	3	2
法人税、住民税及び事業税	34	31	繰入教育情報資金	6	5
法人税等調整額	▲ 9	7	貸倒引当金戻入益	—	—
当期剰余金	93	103	特別利益	—	—
			その他の特別利益	—	—
合計	1,303	1,308	合計	1,303	1,308

注記表

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 <p>2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有形固定資産（リース資産を除く） <ol style="list-style-type: none"> 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。 4) 取得価格10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 6) 耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっています。 (2) リース資産 <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3. 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を長期前払にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金額確定毎に福利厚生費で処理しております。 2) 合併に伴い賞与の算定対象期間を調整したことから、賞与の調整部分について、長期前払にて支出しております。 <p>長期前払した調整部分は、職員の退職時に支給する賞与にて清算しております。</p> <p>4. 引当金の計上方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 <p>5. 収益及び費用の計上基準は以下の通りです。</p> <p>当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法については次の通りです。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式です。</p>
会計方針の変更に関する注記	<p>「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度への影響はありません。</p> <p>当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当該事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従つておらず、当該事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。</p> <p>この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度に与える影響は軽微です。</p> <p>消費税の会計処理につきましては従来税込方式によっておりましたが、収益認識の会計基準等の適用に伴い、当該事業年度より税抜方式に変更しております。この変更による当事業年度への影響は軽微です。</p>
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。
会計上の見積りに関する注記	<p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 13,479,368円 2) その他の情報 <p>繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り</p>

	<p>額を限度に行っております。</p> <p>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成したアクションプランを基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額と見積りが異なる場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>																				
2. 固定資産の減損	<p>1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 56,273,130円</p> <p>2) その他の情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成したアクションプランを基礎として算出しており、アクションプラン以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。</p>																				
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。																				
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。																				
貸借対照表に関する注記	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は620,380,843円、圧縮記帳累計額は15,570,000円（うち、当期圧縮記帳額0円）です。</p> <p>2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びATMの一部については、リース契約により使用しております。</p> <p>3. 担保に供している資産は、次の通りです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td>系統外預け金</td> <td>110,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差入保証金</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td>当座借越担保</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公金収納担保</td> <td>978,563円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金6,000,000,000円を差し入れております。</p> <p>4. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は2,312,818,429円です。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>5. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額（貯金を除く）はありません。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。</p> <p>1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は94,766,182円、危険債権額は655,829,641円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>2) 債権のうち、三月以上延滞債権額は47,376,131円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。</p> <p>3) 債権のうち、貸出条件緩和債権額は28,600,000円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は826,571,954円です。 なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,481,289,640円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,481,289,640円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円		差入保証金	1,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円		公金収納担保	978,563円								
担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円																			
	差入保証金	1,000,000円																			
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円																			
	公金収納担保	978,563円																			
損益計算書に関する注記	<p>1. 当年度において固定資産の減損損失を以下の通り特別損失に計上しております。</p> <p>1) グルーピングの方法</p> <p>当会は、本店と支店を有しており、その単位を基礎としてグルーピングしております。</p> <p>2) 当該事業年度において減損損失を確認した資産又は資産グループ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店（営業本部）</td> <td>事業用資産</td> <td>器具・備品等</td> <td>5,013,063円</td> </tr> <tr> <td>和歌山支店</td> <td>事業用資産</td> <td>土地、建物、器具・備品等</td> <td>38,467,284円</td> </tr> <tr> <td>串本支店</td> <td>事業用資産</td> <td>建物、器具・備品等</td> <td>12,792,783円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>56,273,130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>減損損失を計上したグループについて収益性が悪化したことにより、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	本店（営業本部）	事業用資産	器具・備品等	5,013,063円	和歌山支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	38,467,284円	串本支店	事業用資産	建物、器具・備品等	12,792,783円	合計			56,273,130円
場所	用途	種類	減損損失																		
本店（営業本部）	事業用資産	器具・備品等	5,013,063円																		
和歌山支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	38,467,284円																		
串本支店	事業用資産	建物、器具・備品等	12,792,783円																		
合計			56,273,130円																		

金融商品に関する注記

4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額については正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等を基礎に算定しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当会は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という。)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、地方債等の有価証券による運用を行っております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、72.5%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行ふとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が249,242,877円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	2,252,818,729	2,252,818,729	—
(2) 預け金	124,391,592,021	124,539,891,974	148,299,953
(3) 有価証券	2,400,899,937	2,362,403,555	▲ 38,496,382
満期保有目的の債券	2,198,579,937	2,160,083,555	▲ 38,496,382
その他有価証券	202,320,000	202,320,000	—
(4) 貸出金	29,401,202,156	—	—
貸倒引当金（*）	▲ 213,363,283	—	—
	29,187,838,873	33,925,813,303	4,737,974,430
資産計	158,233,149,560	163,080,927,561	4,847,778,001
(1) 貯金	148,533,974,691	148,572,343,464	38,368,773
(2) 借入金	10,000,000,000	10,000,000,000	—
負債計	158,533,974,691	158,572,343,464	38,368,773

*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

	<p>3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p>4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。</p>																																																				
退職給付に関する注記	<p>1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。</p> <p>1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。</p> <p>2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>365,403,399円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>25,935,800円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>▲ 88,175,402円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>303,163,797円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table> <tbody> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>303,163,797円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>363,163,797円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用</p> <table> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>25,935,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,473,568円を含めて計上しております。 なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は66,689,307円となっております。</p>	期首における退職給付引当金	365,403,399円	退職給付費用	25,935,800円	退職給付の支払額	▲ 88,175,402円	期末における退職給付引当金	303,163,797円	退職給付債務	303,163,797円	退職給付引当金	363,163,797円	簡便法で計算した退職給付費用	25,935,800円																																						
期首における退職給付引当金	365,403,399円																																																				
退職給付費用	25,935,800円																																																				
退職給付の支払額	▲ 88,175,402円																																																				
期末における退職給付引当金	303,163,797円																																																				
退職給付債務	303,163,797円																																																				
退職給付引当金	363,163,797円																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	25,935,800円																																																				
税効果会計に関する注記	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。</p> <p><繰延税金資産></p> <table> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>33,267,154円</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td> <td>9,094,329円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>9,207,134円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税等</td> <td>1,554,896円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>84,552,383円</td> </tr> <tr> <td>退職準備積立金</td> <td>50,202円</td> </tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td> <td>22,991,241円</td> </tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td> <td>958,742円</td> </tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td> <td>1,134,063円</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>28,271,535円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>191,081,679円</td> </tr> <tr> <td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td> <td>▲ 176,955,263円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td> <td>▲ 176,955,263円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>14,126,416円</td> </tr> </tbody> </table> <p><繰延税金負債></p> <table> <tbody> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>▲ 647,048円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>▲ 647,048円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td> <td>13,479,368円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.89%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td> <td>1.28%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>▲ 7.04%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>4.78%</td> </tr> <tr> <td>教育情報資金</td> <td>▲ 0.99%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.52%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲ 0.46%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>26.98%</td> </tr> </tbody> </table>	貸倒引当金超過額	33,267,154円	貸倒損失否認額	9,094,329円	賞与引当金超過額	9,207,134円	未払事業税等	1,554,896円	退職給付引当金超過額	84,552,383円	退職準備積立金	50,202円	減価償却限度超過額	22,991,241円	貸付金未収利息超過額	958,742円	睡眠貯金払戻引当金超過額	1,134,063円	減損損失額	28,271,535円	繰延税金資産小計	191,081,679円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲ 176,955,263円	評価性引当額小計	▲ 176,955,263円	繰延税金資産合計(A)	14,126,416円	その他有価証券評価差額金	▲ 647,048円	繰延税金負債合計(B)	▲ 647,048円	繰延税金資産の純額(A)+(B)	13,479,368円	法定実効税率	27.89%	(調整)		交際費等永久に損金にされない項目	1.28%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 7.04%	住民税均等割等	4.78%	教育情報資金	▲ 0.99%	評価性引当額の増減	1.52%	その他	▲ 0.46%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.98%
貸倒引当金超過額	33,267,154円																																																				
貸倒損失否認額	9,094,329円																																																				
賞与引当金超過額	9,207,134円																																																				
未払事業税等	1,554,896円																																																				
退職給付引当金超過額	84,552,383円																																																				
退職準備積立金	50,202円																																																				
減価償却限度超過額	22,991,241円																																																				
貸付金未収利息超過額	958,742円																																																				
睡眠貯金払戻引当金超過額	1,134,063円																																																				
減損損失額	28,271,535円																																																				
繰延税金資産小計	191,081,679円																																																				
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲ 176,955,263円																																																				
評価性引当額小計	▲ 176,955,263円																																																				
繰延税金資産合計(A)	14,126,416円																																																				
その他有価証券評価差額金	▲ 647,048円																																																				
繰延税金負債合計(B)	▲ 647,048円																																																				
繰延税金資産の純額(A)+(B)	13,479,368円																																																				
法定実効税率	27.89%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金にされない項目	1.28%																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 7.04%																																																				
住民税均等割等	4.78%																																																				
教育情報資金	▲ 0.99%																																																				
評価性引当額の増減	1.52%																																																				
その他	▲ 0.46%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.98%																																																				
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																				
リースにより使用する固定資産に関する注記	<p>1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。(リース資産の内容) 信用事業における機械装置及び器具備品です。</p>																																																				
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																				
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																																				
収益認識に関する注記	(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記、5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																																																				
その他の注記	該当ありません。																																																				

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,072	67
税引前当期利益	118	141
減価償却費	34	42
減損損失	25	56
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	5	18
退職給付引当金の増加額	2	▲ 62
その他の引当金・積立金の増減額（▲は減少）	0	▲ 3
資金運用収益	▲ 1,177	▲ 1,187
資金調達費用	119	90
有価証券関係損益（▲は益）	0	0
固定資産処分損益	0	3
貸出金の純増減（▲は純増）	▲ 2,974	▲ 1,958
預け金の純増減（▲は純増）	▲ 8,895	2,400
貯金の純増減（▲は純減）	7,404	▲ 1,920
借用金の純増減	3,300	1,400
教育情報資金	▲ 6	▲ 5
その他	▲ 45	▲ 2
資金運用による収入	1,178	1,198
資金調達による支出	▲ 126	▲ 109
小計	(▲ 1,038)	(101)
法人税等の支払額	▲ 34	▲ 34
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	329	377
有価証券の償還による収入	400	404
固定資産の取得による支出	▲ 71	▲ 27
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 13	▲ 13
出資の増額による収入	0	7
出資金の払戻しによる支出	0	▲ 7
出資配当金の支払額	▲ 13	▲ 13
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	▲ 756	431
VI 現金及び現金同等物の期首残高	10,699	9,943
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	9,943	10,374

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期未処分剰余金 (目的積立金取崩額)	96 (一)	106 (一)
剰余金処分額	89	98
利益準備金	30	45
任意積立金	46	40
内訳 (うち優先出資消却積立金)	(1)	(3)
(うち特別修繕積立金)	(10)	(5)
出資配当金	13	13
(普通出資に係る配当金)	(7)	(7)
(優先出資に係る配当金)	(6)	(6)
次期繰越剰余金	7	8

(脚注)

- (1) 普通出資金の配当は年0.30%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	目標額	取扱基準	既積立額
優先出資消却 積立金	配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てます。	600百万円	行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。	71百万円
特別修繕 積立金	2024年に予定されている新紙幣発行にともない発生が見込まれるATM等機器類の修繕費に充てるために積み立てます。	目標額は定めない。	目的が達成された場合には、当該積立金の全額を取り崩す。	20百万円

- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項（水協法第92条第3項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、5,500千円である。

(注) 出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
普通出資金に対する 配当金	5	5	7	7	7
配当率	0.25%	0.25%	0.30%	0.30%	0.30%
優先出資金に対する 配当金	6	6	6	6	6
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する 貯金配当金	—	—	—	—	—
貸出金配当金	—	—	—	—	—
配当率	-%	-%	-%	-%	-%
小計	46,331	30.8	52,122	35.1	
定期貯金	102,233	67.9	94,248	63.4	
(うち固定金利)	(102,225)	(67.9)	(94,240)	(63.4)	
(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)	
積立定期貯金	394	0.3	416	0.3	
定期積金	1,496	1.0	1,748	1.2	
小計	104,123	69.2	96,412	64.9	
合計	150,454	100.0	148,534	100.0	
会員貯金	10,057	6.7	11,034	7.4	
組合員直接預り	62,583	41.6	65,785	44.3	
小計	72,640	48.3	76,819	51.7	
地方公共団体	12,165	8.1	9,576	6.5	
金融機関	—	—	—	—	
その他	65,649	43.6	62,139	41.8	
小計	77,814	51.7	71,715	48.3	
合計	150,454	100.0	148,534	100.0	

(注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金

変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	42,541	29.8	45,760	31.6	3,219
定期性貯金	100,364	70.2	99,075	68.4	▲ 1,289
小計	142,905	100.0	144,835	100.0	1,930
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	142,905	100.0	144,835	100.0	1,930

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+納稅準備貯金+通知貯金+別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金+積立定期貯金+定期積金

財形貯蓄残高

「該当ございません」

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,208	1,243	1,371	1,303	1,308
経常利益	46	67	148	143	200
当期利益金	35	64	75	93	103
出資金	2,768	2,772	2,772	2,772	2,772
出資口数	277	277	277	277	277
純資産額	4,159	4,186	4,232	4,305	4,390
総資産額	134,349	148,392	153,494	164,210	163,662
貯金	128,318	140,412	143,051	150,454	148,534
貸出金	23,079	23,927	24,469	27,443	29,401
有価証券	3,555	4,328	3,208	2,806	2,401
剰余金配当額	11	11	13	13	13
・出資配当金の額	11	11	13	13	13
・事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	97	98	94	89	86
・受入出向職員	9	8	5	5	5
単体自己資本比率	10.11	9.02	8.82	8.57	8.85

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率（運用・調達勘定平均残高、収益、利回）

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	収益	利回	平均残高	収益	利回
貸出金	25,833	409	1.58	27,780	415	1.49
預け金	118,393	738	0.62	121,695	747	0.61
有価証券	2,869	30	1.05	2,462	26	1.03
実質運用勘定利回 A	147,095	1,177	0.80	151,937	1,188	0.78
貯金	142,905	110	0.08	144,835	81	0.06
借用金	6,759	0	0.00	9,687	0	0.00
貯金経費	—	956	0.67	—	884	0.61
貯金借用金原価率 B	149,664	1,066	0.71	154,522	965	0.62
運用資金利鞘 A - B			0.09			0.16

区分	令和2年度	令和3年度
事業収益 イ	1,294	1,301
事業費用 □	1,135	1,028
事業利益 イ-□	159	273
事業収支率 □/イ	87.7	79.0

区分	令和2年度	令和3年度
総資金運用利回	0.86	0.84
総資金原価率	0.78	0.75
(うち貯金原価率)	(0.75)	(0.67)
総資金利ざや	0.08	0.09

(注) 総資金運用利回=資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや=総資金運用利回-総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	1,177	1,188
資金調達費用	119	90
資金運用収支	1,058	1,098
役務取引等収益	37	33
役務取引等費用	27	23
役務取引等収支	10	10
その他事業収益	79	80
受取出資配当金	71	71
受取助成金	8	9
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	0
その他の事業収益	—	—
その他事業費用	46	42
その他事業収支	33	38
事業粗利益	1,115	1,157
事業粗利益率	0.76	0.91
事業純益	159	273
実質事業純益	167	278
コア事業純益	167	278
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	167	278

(注) 事業粗利益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)+事業管理費+債権管理費+事業推進費

事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益(※)

※国債等債券関係損益=債券売却益+債券償還益-債券売却損-債券償還損-債券売却

コア事業純益(投資信託解約損益除く)=コア事業純益-投資信託解約損益

役務取引の状況

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
受入為替手数料	24	22
その他受入手数料	13	11
役務取引等収益	37	33
支払為替手数料	5	4
その他支払手数料	22	19
役務取引等費用	27	23

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	残高	増減額	残高	増減額
受取利息	貸出金	409	9	415
	有価証券	30	▲ 14	26
	預け金	13	▲ 3	8
合計		452	▲ 8	449
支払利息	貯金	110	▲ 23	81
	譲渡性貯金	—	—	—
	借用金	0	0	0
	合計	110	▲ 23	81
差引		342	15	368
				26

経費の内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
人件費	役員報酬	52
	給料手当	413
	賞与引当金繰入	0
	福利厚生費	80
	退職給付費用	27
	小計	572
旅費交通費		8
業務費		162
負担金		21
施設費		160
貯金保険料		11
雑費		4
税金		5
合計		943
		873

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	期末	期中	期末	期中
貯貸率	18.2	18.1	19.8	19.2
貯預率	84.2	82.8	83.7	84.0
貯証率	1.9	2.0	1.6	1.7
1職員当り貯金平均残高	1,606		1,684	
1職員当り貸出金平均残高	290		323	
1店舗当り貯金平均残高	6,805		6,897	
1店舗当り貸出金平均残高	1,230		1,323	
総資産経常利益率	0.09		0.13	
総資産当期利益率	0.06		0.06	
資本経常利益率	3.41		4.67	
資本当期利益率	2.22		2.40	

役員等の報酬体系

◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	52	—

◇ 対象役員は、経営管理委員17名、理事4名、監事4名です。

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和4年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが減少したことにより、前年度対比において0.28ポイント上昇して8.85%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員から普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。

出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 22億円）

○ 非累積的永久優先出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度 6億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	当期末 経過措置 による 不算入額	前期末 経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,285	4,207
うち、出資金及び資本準備金の額	2,772	2,772
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,616	1,531
うち、外部流出予定額（△）	▲ 103	▲ 96
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	85	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	85	80
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,370	4,287
コア資本に係る調節項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものと額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	4,370	4,287
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,168	47,930
資産（オン・バランス）項目	47,159	47,918
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	▲ 453
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーヤーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	▲ 453
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	9	12
CVAリスク相当額をハリパーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートジャーヤーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハリパーセントで除して得た額	2,175	2,086
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	49,344	50,016
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）/（ニ））	8.85%	8.57%

○所要自己資本額

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
50,016	2,001	49,344	1,974

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクspoージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクspoージャーの残高	令和2年度末		令和3年度末	
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
		—	—	—	—
法人	農林水産業	4,655	4,655	—	4,578
	製造業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	卸売・小売業	20	20	—	17
	金融・保険業	130,328	1,875	1,810	127,781
	不動産業	—	—	—	—
	サービス業	6,462	6,462	—	7,648
	地方公共団体	1,509	1,209	300	2,738
個人	その他	699	—	699	700
	個人	13,261	13,261	—	12,775
	固定資産等	7,453	—	—	7,624
	合計	164,387	27,482	2,809	163,861

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
 3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
 4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでおります。
 5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	令和2年度末			令和3年度末		
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	3,484	3,484	—	4,991
	10%	—	13,274	13,274	—	13,950
	20%	127,516	1,194	128,710	125,054	1,400
	35%	—	2,383	2,383	—	2,050
	50%	298	36	334	699	15
	75%	—	3,251	3,251	—	3,633
	100%	703	5,573	6,276	—	5,557
	150%	—	39	39	—	40
	200%	—	—	—	—	—
	250%	4,297	22	4,319	4,297	14
	1250%	—	—	—	—	—
	その他	701	—	701	701	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—
合 計		133,515	29,256	162,771	130,751	31,650
						162,401

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれかの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機関、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付けがA-またはA3以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	4	—	3
抵当権付住宅ローン	—	16	—	15
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	20	—	18

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクspoージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクspoージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルーワイドを適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

○出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度末		令和3年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	5,015	—	5,015	—
合計	5,015	—	5,015	—

◇出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを用いたリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算出しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデル使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項目番号		イ	ロ	ハ	二
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	600	359	120	92
2	下方パラレルシフト	0	0	4	1
3	スティープ化	694	487		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	694	487	120	92
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末	前期末		
		4,370	4,287		

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	177	62	45	70	177
	令和3年度	95	24	29	42	95
危険債権	令和2年度	545	151	347	45	543
	令和3年度	656	170	396	86	652
要管理債権	令和2年度	71	42	11	0	53
	令和3年度	76	30	11	0	41
三月以上延滞債権	令和2年度	33	21	11	0	32
	令和3年度	47	23	11	0	34
	貸出条件緩和債権	38	21	0	0	21
	令和3年度	29	7	0	0	7
小計	令和2年度	793	255	403	115	773
	令和3年度	827	224	436	128	788
正常債権	令和2年度	26,689				
	令和3年度	28,609				
合計	令和2年度	27,482				
	令和3年度	29,436				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年度				令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	72	80	—	72	80	80	85	—	80
個別貸倒引当金	119	115	20	99	115	115	128	31	84
合計	191	195	20	171	195	195	213	31	164
									213

貸出金償却

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
貸倒償却額	—	2

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適切な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のため必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当連合会は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当連合会は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人から質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当連合会は、個人情報について、適切な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●○情報セキュリティ基本方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。

3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。

4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

(令和4年3月末)

■ 本店・支店・営業店

箇	店舗名	住所	電話番号	ATM
兵庫県	1 本店	明石市中崎1丁目2番3号	078(919)1210	○
	2 神戸支店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078(704)0880	
	3 明石支店	明石市林3丁目19番23号	078(923)4323	○
	4 坊勢支店	姫路市家島町坊勢697番地	079(326)0234	○
	5 淡路島支店	淡路市育波148番地の3番	0799(84)0399	○
	6 但馬支店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796(36)1334	○
一円	7 明石浦営業店	明石市岬町33番1号	078(917)8154	○
	8 家島営業店	姫路市家島町宮110番地の1	079(325)0007	
	9 東淡営業店	淡路市岩屋1414番地の1	0799(72)5525	
	10 津名営業店	淡路市生穂1553番地の7	0799(64)2331	○
	11 沼島営業店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799(57)0246	
	12 津居山営業店	豊岡市瀬戸77番地の21	0796(28)2533	○
和歌山県	13 柴山営業店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796(37)0455	○
	14 浜坂営業店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796(82)3023	○
	15 和歌山支店	和歌山市雜賀屋町東ノ丁33番地	073(432)0761	○
	16 有田支店	有田市宮崎町2405番地	0737(83)5566	○
	17 御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋450番地の4	0738(22)5277	
	18 串本支店	東牟婁郡串本町串本1884番地	0735(62)5400	○
一円	19 田辺営業店	田辺市江川43番35号	0739(22)3170	
	20 すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地の7	0739(55)2414	○
	21 勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目8番地2	0735(52)0843	○

■ ATM店舗

店舗名	住所	店舗名	住所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号	7 加太漁協	和歌山市加太1271-2
2 岩見漁協	たつの市御津町岩見1308番地の5	8 雜賀崎漁協	和歌山市雜賀崎1162
3 室津漁協	たつの市御津町室津493番地の2地先	9 和歌山北漁協	和歌山市田野367-4
4 一宮町漁協	淡路市郡家1355番地	10 比井崎漁協	日高郡日高町阿尾178-10
5 福良漁協	南あわじ市福良丙28番地	11 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
6 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	12 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
※一宮町漁協のATMは記帳専用機です			
13 和歌山東漁協浦神支所	東牟婁郡那智勝浦町浦神321-18	14 宇久井漁協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
15 有田支店(旧湯浅営業店)	有田郡湯浅町大字湯浅3161		

